

【参考資料②】各施策とSDGsの17の目標との関係

SDGs（エスディーゼーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組が行われています。

特に、17の目標の中には、ゴール11として「住み続けられるまちづくりを」（Goal11. Sustainable cities and communities）という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の16の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

日本では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体においてSDGsの推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にもSDGs達成のための取組が位置付けられています。

SDGsの目指す17の目標は、国レベルで取り組むものが含まれ、調布市基本計画の分野別計画に位置付けた31施策とそれに連なる各事業・取組とは、対象や規模は異なりますが、その目指すべき方向は共通するところが多くあります。

調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、調布市基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGsの目標達成につなげていきます。



施策ごとに、SDGsの17の目標（ゴール）や169のターゲットと、基本計画の各施策の基本的取組等の方向との関連性を示しています。（ターゲットの説明は、総務省が日本語訳したものをそのまま引用しています。）

表の見方

基本計画に位置付けている施策名、施策の方向、基本的取組を示しています。

調布市の地方創生の取組における基本目標との関係を示しています。

＜基本目標1＞共に助け合い、安全・安心に暮らすために

施策01 災害に強いまちづくり

調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1）市民生活の安寧を基盤とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】

市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えの下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

01-1 防災体制の充実

| | | | |
|--|-------|--|--|
| | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | <p>（基本的取組における主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり ◆地域等と連携した要支援者支援体制の構築 ◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備 ◆関係機関・事業者等との連携体制強化 ◆避難所運営、避難勧告等の円滑な実施に係るソフト対策の強化 ◆災害時医療救護体制の充実 ◆備蓄資機材の確保、による災害対応能力の向上 ◆情報伝達能力の向上 |
| | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | |
| | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

17のゴール（目標）をマークで示しています。

関連する169のターゲットを示しています。

基本計画に位置付けている施策の成果向上を図るための基本的取組における主な内容について示しています。

〈基本目標1〉共に助け合い、安全・安心に暮らすために

施策01 災害に強いまちづくり (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1) 市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】

市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えの下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

O1-1 防災体制の充実

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | (基本的取組における主な内容) ◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり ◆地域等と連携した要支援者支援体制の構築 ◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備 ◆関係機関・事業者等との連携体制強化 ◆避難所運営、避難勧告等の円滑な実施に係るソフト対策の強化 ◆災害時医療救護体制の充実 ◆備蓄資機材の確保・充実による災害対応能力の向上 ◆情報伝達能力の向上 |
|  | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

O1-2 災害に強い都市基盤の整備

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | (基本的取組における主な内容) ◆特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 ◆骨格となる都市基盤の整備 ◆下水道などの耐震化等の促進 |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。 | |
|  | 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | |
|  | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

O1-3 消防力の強化

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | (基本的取組における主な内容) ◆消防施設の適切な整備・管理の推進 ◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上 |
|  | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策02 防犯対策の推進 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1) 市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】

市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、市民、地域、警察、行政の協力体制の維持・向上により、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

O2-1 身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

| | | | |
|---|------|---|---|
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆市民一人一人の防犯意識の向上 ◆防犯教育の推進 ◆地域防犯活動への支援 |
| | 16.4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| O2-2 犯罪抑止対策の推進 | | | |
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆安全・安心パトロールの実施 ◆犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり |
| | 16.4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 O3 消費生活の安定と向上 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標 1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう消費者啓発の充実を図ります。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できるよう相談員のスキルアップや相談体制を整えます。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| O3-1 消費者啓発事業の充実 | | | |
|  | 3.d | 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | (基本的取組における主な内容) ◆市民生活に役立つ消費者情報の提供 ◆環境に配慮した消費者行動の普及啓発 ◆多様な主体と連携した消費者教育の充実 |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | |
|  | 12.3 | 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 | |
|  | 16.4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|--|
| O3-2 消費者相談の充実 | | | |
|  | 1.4 | 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 | (基本的取組における主な内容) ◆消費生活相談員のスキルアップ ◆消費者トラブルの早期発見と支援 |
|  | 3.d | 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | |
|  | 16.4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | |
| | 16.6 | あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

《基本目標2》次代を担う子どもたちを安心して育てるために

施策04 子ども・子育て家庭の支援 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2) 安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

【施策の方向】
子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

04-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | (基本的取組における主な内容) ◆調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく子ども・子育て支援の推進 ◆子ども家庭支援センターすこやかを中心とした子育て支援 ◆学習・交流の場の充実 ◆子育て家庭の経済的支援 ◆ひとり親家庭等への支援 ◆子どもの貧困対策の推進 ◆母子保健の推進 ◆児童館子育てひろば事業の実施 |
| | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | |
| | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | |
|  | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | |
| | 2.2 | 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 | |
|  | 3.1 | 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。 | |
| | 3.2 | すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 | |
| | 3.7 | 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 | |
| | 3.8 | すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 | |
|  | 4.2 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | |
| | 4.3 | 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | |
| | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

04-2 子どもの健やかな成長の支援

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 4.2 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆子どもの虐待防止対策 ◆子どもの発達への支援 |
| | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | |
|  | 5.2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | |
| | 16.2 | 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 04-3 保育サービスの充実 | | | |
|  | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆保育の質の維持・向上 ◆待機児童対策の推進 ◆学童クラブ事業の充実 |
|  | 4.2 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 05 学校教育の充実 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2) 安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

【施策の方向】
 次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力をはぐくむための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 05-1 豊かな心の育成 | | | |
|  | 1.b | 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | (基本的取組における主な内容) ◆命の教育の推進 ◆人権教育の推進 ◆道徳教育の推進 ◆体験活動の推進 |
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | |
|  | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | |
| | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | |
|  | 5.1 | あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 | |
| | 5.c | ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 05-2 確かな学力の育成 | | | |
|  | 4.1 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆新学習指導要領を踏まえた取組の推進 ◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 ◆グローバルな人材の育成 ◆学校図書館の活用推進 |
| | 4.3 | 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | |
| | 4.6 | 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 05-3 健やかな体の育成 | | | |
|  | 3.5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | (基本的取組における主な内容) ◆体力向上への支援 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◆食育の推進 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

05-4 個に応じたきめ細かな支援

| | | | |
|---|---|--|--|
|  | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | (基本的取組における主な内容) ◆特別支援教育の推進 ◆不登校児童・生徒への支援 ◆いじめ、虐待の防止と対応 ◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実 ◆児童・生徒の貧困への対応 |
| | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | |
| | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | |
| | 1.b | 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | |
|  | 4.1 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | |
| | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | |
| | 4.6 | 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 | |
| 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | | |
|  | 5.2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | |
|  | 8.6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | |
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | |
| | 16.2 | 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

05-5 魅力ある学校づくりの推進

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
|  | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域人材等を活用した教育の充実 ◆特色ある教育活動の推進 ◆教職員の指導力・人権意識の向上 ◆学校における働き方改革の推進 | |
| |  | 8.8 | | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 |
| |  | 17.17 | | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 |

05-6 安全・安心な学校づくりの推進

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 3.6 | 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆食物アレルギー対策の推進 ◆安全教育の推進 ◆児童・生徒の安全確保の推進 |
| | 3.d | すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

05-7 学校施設整備の推進

| | | | |
|---|------|---|--|
|  | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆老朽化・長寿命化対策等の推進 ◆不足教室への対応 ◆快適な教育環境の整備 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |

| | | | |
|--|-------|---|--|
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
|--|-------|---|--|

施策 06 青少年の健全育成 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2)
安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

【施策の方向】
青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供や環境づくり、地域活動において活躍できる人材の育成、自立支援について、家庭、学校、地域及び行政が一体となった取組を推進します。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 06-1 青少年の健全な成長の支援 | | | |
|  | 3.5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | (基本的取組における主な内容) ◆健全育成の環境づくり ◆地域で活躍できる人材の養成 ◆青少年の自主的な活動の支援 ◆児童の放課後等の居場所づくり |
| | 3.a | すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 06-2 困難を抱える子ども・若者の支援 | | | |
|  | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | (基本的取組における主な内容) ◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援 |
| | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | |
| | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | |
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | |
|  | 4.1 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | |
| | 4.3 | 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | |
| | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | |
| | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | |
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 | |
| | 8.6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

「基本目標3」だれもが安心して、いきいきと暮らすために

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活をおくることができるよう、地域でともに認め合い、助け合い、支え合うまちづくりを推進し、住民主体の地域福祉の充実を図ります。

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 07-1 地域におけるトータルケアの推進 | | | |
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化 ◆相談・支援機関のネットワークの構築 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 07-2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり | | | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域課題の解決力の強化 ◆住民主体の交流活動の場の拡充 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 08 高齢者福祉の充実 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
高齢者になって年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って元気にいきいきと暮らせる仕組みづくりや、ひとり暮らしでも、また介護や医療が必要でも、安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 08-1 地域包括ケアのネットワークの構築 | | | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域包括支援センターの機能強化 ◆医療と介護の連携強化 ◆認知症高齢者等への支援の充実 ◆在宅生活を支えるサービスの充実 ◆ケアラー（介護者）への支援 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 08-2 生活支援の展開と介護予防の取組 | | | |
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆社会参加と生きがいづくり ◆健康づくり・介護予防の推進 ◆支え合いの地域づくりの推進 |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 08-3 介護保険事業の円滑な運営 | | | |
|  | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆介護保険事業の円滑、適正な運営 ◆地域密着型サービス等の整備 ◆サービスの質の向上への取組 |
|  | 11.1 | 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 09 障害者福祉の充実 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 09-1 障害者と家族の地域生活支援の充実 | | | |
|  | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆相談等支援体制の強化 ◆障害福祉サービスによる生活支援 ◆医療的ケアへの支援体制の整備 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| 09-2 生涯にわたる支援と住み続けられる地域づくり | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆障害者の就労支援及び就労定着支援 ◆発達相談及び早期療育体制の充実 ◆障害者の余暇活動支援の充実 ◆日中の活動場の整備と社会参加の促進 ◆地域生活に向けた基盤整備 ◆障害理解・バリアフリー化の促進 |
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | |
| | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 10 セーフティネットによる生活支援 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1) 市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
 生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

10-1 生活困窮者の自立支援

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | (基本的取組における主な内容) ◆生活困窮者に対する支援 ◆生活困窮世帯等の子どもの学習支援 |
| | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | |
| | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | |
|  | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | (基本的取組における主な内容) ◆生活保護制度の適正運用の推進 ◆生活保護受給者に対する就労支援の充実 ◆生活保護受給者の社会的な自立に向けた体制づくりの推進 |
| | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | |
| | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | |
|  | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 11 雇用・就労の支援 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2) 安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

【施策の方向】
 国、東京都等の関係機関や近隣自治体及び民間事業者など多様な主体と連携し、個々に応じた雇用・就労を支援します。また、市内事業者の福利厚生を向上を促進します。

11-1 雇用・就労に向けた支援

| | | | |
|---|---|--|---|
|  | 8.6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | (基本的取組における主な内容) ◆調布国領しごと情報広場による就労支援 ◆就労支援セミナー、就職面接会の実施 ◆若者の職業的自立、就労の支援 ◆子育てしながら働きたい方への就労支援 ◆高齢者、障害者、低所得者等の就労支援 ◆雇用・就労情報の積極的な提供 ◆民間事業者等との協働による高齢者等の就労支援 |
| |  | 17.17 | |

11-2 就労者に対する支援

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆就労者への支援 ◆市内事業者の福利厚生への支援 |
| | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 12 生涯を通じた健康づくり (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1) 市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
 市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制を充実します。また、医療保険制度改革に適切に対応して保健行政の推進を図ります。

12-1 からだとこころの健康づくりの推進

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆市民の健康づくり活動の支援 ◆食育の推進 ◆受動喫煙防止対策の推進 ◆自殺対策の推進 |
| | 2.2 | 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。 | |
|  | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | |
| | 3.a | すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

12-2 早期発見・早期治療・重症化予防の充実

| | | | |
|---|--|---|--|
|  | 3.3 | 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 | (基本的取組における主な内容) ◆病気の早期発見・重症化予防に結びつく検診の充実 ◆かかりつけ医の普及定着の促進 |
| | 3.5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | |
| | 3.8 | すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。 | |
| | 3.9 | 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | |
| 3.b | 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 | | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 3.d | すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 12-3 国民健康保険事業等の実施 | | | |
|  | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆生活習慣病の発症・重症化の予防 ◆国民健康保険事業の健全化の推進 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

《基本目標4》身近な学びと交流のあるまちをつくるために

| | |
|------------------|--|
| 施策 13 生涯学習のまちづくり | (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2) 安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進 |
|------------------|--|

【施策の方向】

市民が生涯を通じて学習に取り組み、いきいきと豊かな人生をおくることができるよう支援するとともに、学んだ成果が市民同士の交流やまちづくりに生かされるよう、生涯学習を振興していきます。

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 13-1 学びのきっかけづくり | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆多様なきっかけづくり ◆学びに関する情報提供及び相談の実施 ◆だれもが学びやすい環境づくり ◆子どもの読書活動に関わる意識啓発 |
| | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 13-2 学べる機会の充実 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆自己実現につながる学びの推進 ◆暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 ◆市民の読書・調査活動への支援 |
| | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 13-3 団体の学びの活動支援 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆団体の自主的な活動への支援 ◆活動場所の確保及び提供 |
| | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|------|---|--|
| 13-4 まちづくりへの学びの成果の活用 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆学びの成果をまちづくりへ生かす機会の提供 |
| | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |

| | | | |
|--|-------|---|--|
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
|--|-------|---|--|

施策 14 市民スポーツの振興 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
年齢や障害等を問わず、広く市民がスポーツに親しみ、楽しめる環境を整備します。また、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会と東京 2020 大会を契機としたスポーツの振興を通して市民の交流が盛んになるまちを目指します。

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 14-1 スポーツ環境の整備 | | | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆スポーツ施設の整備・改修 ◆スポーツ・レクリエーション情報の提供の充実 ◆スポーツ指導者の育成 ◆次世代アスリートの発掘・支援 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|--|-------|--|--|
| 14-2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 | | | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆だれもがスポーツに参加できる機会の充実 ◆地域スポーツクラブ等の育成・推進 ◆地域における子どものスポーツ機会の確保 ◆ラグビーワールドカップ2019日本大会・東京2020大会を契機とした障害者スポーツ等の振興 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 14-3 FC東京等と連携したスポーツ振興等の推進 | | | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | (基本的取組における主な内容) ◆FC東京との協働のまちづくり ◆地域ゆかりのチームや選手を通じたスポーツ振興 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

《基本目標5》地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくる

施策 15 地域コミュニティの醸成 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
市民が地域活動などに積極的に参加し、市民同士の交流が促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。また、地域の課題などについて、自分たちで取り組み、解決できるよう環境づくりを行います。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 15-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援 | | | |
|  | 16.7 | あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域コミュニティの形成と支援 ◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|-------------------------------------|
| 15-2 地域コミュニティ活動の場づくり | | | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域コミュニティ施設の維持管理 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 15-3 地域コミュニティ活動への参加の促進 | | | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | (基本的取組における主な内容) ◆コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり ◆市民活動支援センターの運営 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

〈基本目標6〉地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 施策 16 活力ある産業の推進 | | (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3) 調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展 | |
| 【施策の方向】 商店街の環境整備を促進し、その魅力を高めることで、魅力ある商店街づくりと市民の日常的な買物の利便性及び満足度を向上させます。また、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の振興や創業支援を行うとともに、調布市の特性を生かした市内産業の活性化を図ります。 | | | |
| 16-1 にぎわいを創出する商業活性化の支援 | | | |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | (基本的取組における主な内容) ◆にぎわい創出の支援 ◆商店街買物環境整備等の支援 ◆中心市街地活性化の推進 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 16-2 バイ調布運動（市内消費）の促進 | | | |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | (基本的取組における主な内容) ◆特色あるお店づくりの支援と市内消費促進による商業活性化支援 ◆ラグビーワールドカップ2019 日本大会、東京 2020 大会を契機とした商業活性化の支援 ◆福祉作業所と連携した特色ある商品開発と販路拡大の支援 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 16-3 市内事業所・事業者への支援 | | | |
|  | 8.2 | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 | (基本的取組における主な内容) ◆調布市商工会への支援 ◆中小企業・小規模事業者への経営支援 ◆中小企業・小規模事業者への技術支援 |
| | 8.3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | |
|  | 9.2 | 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 16-4 新たな創業への支援 | | | |
|  | 8.3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | (基本的取組における主な内容) ◆創業に向けた支援 ◆創業者に対する支援 |
|  | 9.2 | 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 16-5 特性を生かした地場産業の振興 | | | |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | (基本的取組における主な内容) ◆映画・映像関連企業と連携した地域活性化 ◆農商連携の取組による産業の振興 ◆産学官連携の推進 ◆企業誘致による産業の活性化 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 17 魅力ある観光の振興 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
地域資源の魅力の向上と積極的な活用により、市民がまちに愛着と誇りを持ち、多くの来訪者からも訪れたいと思われる、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

17-1 「映画のまち調布」の推進

| | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 8.9 | 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | (基本的取組における主な内容) ◆映画・映像をつくるまちの推進 ◆映画・映像を楽しむまちの推進 ◆映画・映像で学ぶまちの推進 ◆映画・映像関連企業と連携した地域活性化 ◆ロケツーリズムの推進 ◆「映画のまち調布」の効果的な情報発信 |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

17-2 地域資源を活用したにぎわいの創出

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 8.9 | 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | (基本的取組における主な内容) ◆古刹・深大寺を核とする魅力の発信 ◆「水木マンガの生まれた街 調布」の推進 ◆芸術・文化等を通じた魅力の発信 ◆特色ある観光事業の推進 ◆地域資源を活用した効果的な情報発信 |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

17-3 多様な主体と連携した観光事業の推進

| | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 8.9 | 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | (基本的取組における主な内容) ◆スポーツイベント等と連携したにぎわいの創出 ◆インバウンド対策の推進 ◆シェアサイクルの促進 ◆調布市観光協会の運営支援 ◆多様な主体と連携した観光情報の発信 |
|  | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 18 都市農業の推進 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
農業経営の安定化や後継者の育成を支援し、新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに、地産地消や農業体験など、多様な役割を有する都市農業を推進します。

18-1 いきいきとした農業経営

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 2.3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆農業経営の支援 ◆有機栽培の推進 |
| | 2.4 | 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

18-2 農のある地域づくり

| | | | |
|---|------|---|---|
|  | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆市内農産物の直売の促進 ◆多様な農業体験の場づくり ◆都市農業を生かした食育の推進 |
| | 2.2 | 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |

| | | | |
|--|-------|---|--|
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
|--|-------|---|--|

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 18-3 農地の保全・活用 | | | |
|  | 2.3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆都市農地保全支援プロジェクトの推進 ◆都市農地の保全と多面的活用 ◆里山の保全と活用 ◆営農環境の向上と農業公園の創出促進 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|--|-------|---|---|
| 18-4 都市農業振興に向けた推進体制づくり | | | |
|  | 2.3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆農業振興計画の策定と円滑な推進 ◆推進体制づくり |
|  | 2.4 | 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 19 芸術・文化の振興 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
市民が芸術・文化を日常的に身近なものとして楽しみ、また、自らいきいきと芸術・文化活動を行えるような環境を整備することにより、文化の香り高い、市民文化をはぐくむまちづくりを進めます。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 19-1 市民の芸術・文化活動の促進 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆芸術・文化にふれる機会の確保 ◆芸術・文化活動の場の確保 ◆芸術・文化活動に関する情報の提供 ◆芸術家・文化人や地域資源との連携によるまちの魅力づくり ◆多様な分野との連携と地域固有の文化資源の活用 ◆せんがわ劇場のあるまちづくりの推進 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 19-2 芸術・文化施設の整備・運営 | | | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | (基本的取組における主な内容) ◆活動拠点となる施設の適切な維持管理・運営 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 20 地域ゆかりの文化の保存と継承 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 20-1 史跡・文化財の保存及び活用 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆文化財等の保存と活用 ◆地域ゆかりの歴史・文化遺産等の活用と継承 ◆国宝深大寺白鳳仏等の文化財を活用した調布の魅力発信 |
|  | 11.4 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
| 20-2 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 | | | |
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示紹介・普及事業の推進 ◆武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

〈基本目標7〉快適でより便利なまちをつくるために

施策 21 良好な市街地の形成 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適切な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 21-1 適正な土地利用の推進 | | | |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆都市計画マスタープランの運用・改定 ◆地区計画制度の活用 ◆住民発意の街づくり活動の支援 ◆適正な開発への誘導 |
|  | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 21-2 景観まちづくりの推進 | | | |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上 ◆街並み・景観保全に向けた規制・誘導 ◆地域における景観意識の醸成 ◆公共サイン計画の検討・運用 |
|  | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 22 地域特性を生かした都市空間の形成 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
京王線の地下化に伴う調布のまちの都市構造の大きな変貌を契機とした南北一体のまちづくりを前進させるため、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。

22-1 魅力的な中心市街地の形成

| | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆面的整備手法の活用 ◆魅力的な駅前広場の整備 ◆鉄道敷地の整備と活用 ◆歩行者の回遊性の向上 ◆都市景観の創造 ◆中心市街地活性化の推進 |
| | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

22-2 駅周辺におけるまちづくり

| | | | |
|---|-------|--|-------------------------------|
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆駅周辺のまちづくり |
| | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

22-3 深大寺地区におけるまちづくり

| | | | |
|---|---|--|---|
|  | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | (基本的取組における主な内容) ◆深大寺地区におけるまちづくり ◆街なみ景観の保全 |
| |  | 17.17 | |

施策 23 良好な住環境づくり (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】
住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの活用や、超高齢社会に対応する住環境を形成します。

23-1 安全・安心な住環境づくり

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 11.1 | 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | (基本的取組における主な内容) ◆住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進 ◆住宅の耐震化の促進 ◆分譲マンションの適正な管理の支援 |
| | 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

23-2 良好な居住環境の形成と支援

| | | | |
|---|-----|---|---|
|  | 7.2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆居住環境改善の促進 ◆居住支援の推進 |
| | 7.3 | 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 | |
| | 7.a | 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 11.1 | 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | |
| | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

23-3 空き家対策の推進

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 11.1 | 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | (基本的取組における主な内容) ◆空き家の予防保全と円滑な利活用 ◆特定空き家等への対応 |
| | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 24 安全で快適なみちづくり

(調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)

調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】

周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら、円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め、歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって、安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。

24-1 円滑に移動できる道路網の整備

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆道路網の計画的な整備 ◆都市計画道路の見直しの取組 ◆中心市街地における道路網の形成 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備（基本的取組における主な取組）

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆だれにもやさしい安全な道路の整備 ◆環境に配慮した道路の整備 ◆自転車走行空間の整備 ◆無電柱化の推進 ◆街路灯のLED化の推進 |
| | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

24-3 道路施設等の総合的な管理の推進

| | | | |
|---|---|--|---|
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆道路の効率的・効果的な管理の推進 ◆地籍整備事業の推進 ◆道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理 ◆協働による継続的な道路空間の維持管理 |
|  | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
| 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 25 総合的な交通環境の整備 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進、環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 25-1 公共交通ネットワークの形成 | | | |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆交通結節機能の向上 ◆ミニバスの運行 ◆公共交通網の整備による交通環境の向上 |
|  | 11.2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
| 25-2 交通安全対策の推進 | | | |
|  | 3.6 | 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 | (基本的取組における主な内容) ◆交通安全意識と交通マナーの向上 ◆道路交通の安全確保 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 25-3 自転車利用の促進 | | | |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | (基本的取組における主な内容) ◆自転車等駐車場の整備 ◆放置自転車対策の推進 ◆自転車走行環境の整備 ◆シェアサイクルの促進 |
|  | 11.2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | |
| | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
| | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

《基本目標8》環境にやさしく、自然と共生するために

施策 26 地球環境の保全 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

| | | | |
|---|------|---|---|
| 26-1 地球環境保全意識の啓発 | | | |
|  | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | (基本的取組における主な内容) ◆環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発 ◆環境学習の充実 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | |
| | 13.3 | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | |
|  | 15.5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

26-2 地球環境保全行動の推進

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 3.9 | 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | <p>(基本的取組における主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策の推進 ◆環境保全行動に率先して取り組む人材の育成 ◆市民・事業者との連携・協働による取組の推進 |
|  | 6.3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | |
| | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | |
|  | 7.2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | |
| | 7.3 | 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 | |
| | 7.a | 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 | |
|  | 8.4 | 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 | |
|  | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | |
|  | 11.6 | 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | |
|  | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | |
| | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 13.3 | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | |
|  | 14.2 | 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 | |
|  | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 27 水と緑による快適空間づくり

(調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)

調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

27-1 水と緑の保全

| | | | |
|---|-----|---|--|
|  | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | |
|---|-----|---|--|

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | <p>(基本的取組における主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用 ◆緑の保全に向けた制度の活用 ◆公園・緑地等の公有化への対応 ◆市民による緑の保全の促進 ◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実 ◆公園施設長寿命化計画の推進 |
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | |
| | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | |
| | 15.4 | 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 | |
| | 15.5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

27-2 水と緑の創出

| | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | <p>(基本的取組における主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備 ◆水辺環境の整備促進 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | |
| | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | |
| | 15.4 | 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 | |
| | 15.5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

27-3 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | <p>(基本的取組における主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進 |
|  | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | |
|  | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | |
|  | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | |
| | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | |
| | 15.4 | 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 | |
| | 15.5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 28 ごみの減量と適正処理 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
広報、啓発活動や支援事業の充実により、市民・事業者による3R（リデュース=ごみの発生抑制、リユース=再利用、リサイクル=再資源化）の取組を推進します。また、ごみの安定処理と適正処理に努め、資源循環型社会を目指します。

28-1 3R推進によるごみの減量

| | | | |
|---|-------|--|--|
|  | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | (基本的取組における主な内容) ◆ごみ減量・分別の意識啓発の推進 ◆ごみの資源化の推進 ◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援 ◆ごみ処理計画の推進 |
|  | 11.6 | 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | |
|  | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | |
| | 12.4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 | |
| | 12.5 | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

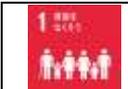
28-2 ごみの安定・適正処理

| | | | |
|---|-------|--|---|
|  | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | (基本的取組における主な内容) ◆排出指導の充実 ◆不法投棄対策の充実 ◆資源物持去り対策の実施 ◆適正かつ安定的な処理の確保 ◆リサイクルセンター機能の再編に向けた検討・協議 |
|  | 11.6 | 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | |
|  | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | |
| | 12.4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 | |
| | 12.5 | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 29 快適な生活環境づくり (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標3)
調布のまちの魅力の発信により、交流人口の増加を図るとともに、定住化を促進し、まちを発展

【施策の方向】
生活環境被害の防止対策、まちの美化活動、路上喫煙対策、下水道の機能確保などについて、市民、地域、事業者、市がそれぞれの役割に応じた取組を進め、市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。

29-1 生活環境の維持向上

| | | | |
|---|------|---|--|
|  | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | (基本的取組における主な内容) ◆生活環境に対する情報提供の推進と意識啓発 ◆公害等の防止対策の推進 ◆放射性物質等の測定 |
|  | 3.9 | 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | |
|  | 6.3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | |
|  | 11.6 | 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | |
|  | 14.1 | 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | |

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 29-2 美化活動の推進 | | | |
|  | 3.a | すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | (基本的取組における主な内容) ◆まちの美化の推進 ◆受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策の推進 |
|  | 6.3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | |
|  | 11.6 | 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | |
|  | 14.1 | 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |
| 29-3 持続的な下水道事業の推進 | | | |
|  | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | (基本的取組における主な内容) ◆下水道施設の機能維持 ◆公営企業会計による合理的な下水道経営 ◆水環境の保全・再生に向けた取組 |
|  | 6.2 | 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | |
|  | 6.3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | |
|  | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 | |
|  | 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | |
|  | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 | |
|  | 14.1 | 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | |
|  | 14.2 | 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 | |
|  | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

まちづくりの基本理念を実現するために

施策 30 平和・国際交流施策の推進 (調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標2) 安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

【施策の方向】
市民一人一人が、国際交流を通じた相互の理解を深める中で、多様な文化が尊重され、平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

30-1 平和社会の推進

| | | | |
|---|-----|---|---|
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆平和祈念事業の実施 ◆戦争体験の継承 |
|---|-----|---|---|

| | | | |
|---|-------|---|--|
|  | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

30-2 国際交流と多文化共生の促進

| | | | |
|---|-------|---|--------------------------------------|
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆国際交流と多文化共生の地域づくり |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | |
|  | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

施策 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

(調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標 1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

【施策の方向】

市民一人一人が、個人の能力、環境、個性について偏見を持つことなく、理解を深める中で人権が尊重され、性別に関わりなく男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い、能力、個性を發揮できる社会の実現を目指します。

31-1 人権尊重の社会づくり

(調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標 1)
市民生活支援を基調とした安全・安心な暮らしの確保

| | | | |
|---|-------|---|---|
|  | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | (基本的取組における主な内容) ◆人権教育・啓発事業の推進 ◆人権に係る相談・支援の実施 ◆多様な性における人権の尊重 ◆男女の人権の尊重 ◆あらゆる暴力の根絶 |
|  | 5.1 | あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 | |
| | 5.2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | |
| | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | |
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | |
| | 16.2 | 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | |
| | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | |

31-2 男女共同参画社会の実現

(調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標 2)
安定した人口構造を保持するためのまちづくりの推進

| | | | |
|---|-----|---|--|
|  | 1.b | 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | (基本的取組における主な内容) ◆推進体制の充実 ◆女性のための相談の充実 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆地域ネットワークづくり ◆政策・方針決定過程への女性の参画促進 |
|  | 4.3 | 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | |
| | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | |
| | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | |

| | | |
|---|-------|--|
|  | 5.1 | あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 |
| | 5.2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 |
| | 5.4 | 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 |
| | 5.5 | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 |
| | 5.b | 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 |
| | 5.c | ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 |
|  | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 |
| | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 |
|  | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 |
| | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 |
| | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 |
|  | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 |
| | 16.7 | あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 |
| | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 |
|  | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 |

SDGsの17の目標と169のターゲット<<一覧>>

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画 (対応する施策名) |
|--|-------|--|---|
|  目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる | | | |
| 1 | 1.1 | 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 10 セーフティネットによる生活支援 |
| 2 | 1.2 | 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 10 セーフティネットによる生活支援 |
| 3 | 1.3 | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 10 セーフティネットによる生活支援 |
| 4 | 1.4 | 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 | ○ 03 消費生活の安定と向上 |
| 5 | 1.5 | 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 29 快適な生活環境づくり |
| 6 | 1.a | あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 | |
| 7 | 1.b | 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | ○ 05 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
|  目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する | | | |
| 8 | 2.1 | 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 10 セーフティネットによる生活支援 12 生涯を通じた健康づくり 18 都市農業の推進 |
| 9 | 2.2 | 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 12 生涯を通じた健康づくり 18 都市農業の推進 |
| 10 | 2.3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | ○ 18 都市農業の振興 |
| 11 | 2.4 | 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。 | ○ 18 都市農業の振興 |
| 12 | 2.5 | 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。】 | |
| 13 | 2.a | 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。 | |
| 14 | 2.b | ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を有するすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 | |
| 15 | 2.c | 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。 | |
|  目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | | | |
| 16 | 3.1 | 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 |
| 17 | 3.2 | すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 | ○ 04 子ども・子育てで家庭の支援 |
| 18 | 3.3 | 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 | ○ 12 生涯を通じた健康づくり |
| 19 | 3.4 | 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | ○ 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 07 共に支え合う地域福祉の推進 08 高齢者福祉の充実 09 障害者福祉の充実 12 生涯を通じた健康づくり |
| 20 | 3.5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | ○ 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 12 生涯を通じた健康づくり |
| 21 | 3.6 | 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 | ○ 05 学校教育の充実 25 総合的な交通環境の整備 |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|----|-------|---|--|
| 22 | 3.7 | 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 |
| 23 | 3.8 | すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 12 生涯を通じた健康づくり |
| 24 | 3.9 | 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | ○ 12 生涯を通じた健康づくり 26 地球環境の保全 29 快適な生活環境づくり |
| 25 | 3.a | すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | ○ 06 青少年の健全育成 12 生涯を通じた健康づくり 29 快適な生活環境づくり |
| 26 | 3.b | 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 | ○ 12 生涯を通じた健康づくり |
| 27 | 3.c | 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 | |
| 28 | 3.d | すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | ○ 03 消費生活の安定と向上 05 学校教育の充実 12 生涯を通じた健康づくり |



目標 4.

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

| | | | |
|----|-----|---|--|
| 29 | 4.1 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | ○ 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 |
| 30 | 4.2 | 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 |
| 31 | 4.3 | 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 32 | 4.4 | 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | ○ 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 |
| 33 | 4.5 | 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 34 | 4.6 | 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 | ○ 05 学校教育の充実 |
| 35 | 4.7 | 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | ○ 03 消費生活の安定と向上 05 学校教育の充実 08 高齢者福祉の充実 13 生涯学習のまちづくり 19 芸術・文化の振興 20 地域ゆかりの文化の保存と継承 30 平和・国際交流施策の推進 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 36 | 4.a | 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 05 学校教育の充実 13 生涯学習のまちづくり |
| 37 | 4.b | 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 | |
| 38 | 4.c | 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。 | |



目標 5.

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

| | | | |
|----|-----|---|---|
| 39 | 5.1 | あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 | ○ 05 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 40 | 5.2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | ○ 04 子ども・子育て家庭の支援 05 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 41 | 5.3 | 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 | |
| 42 | 5.4 | 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 | ○ 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 43 | 5.5 | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 | ○ 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 44 | 5.6 | 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 | |
| 45 | 5.a | 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 | |
| 46 | 5.b | 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 | ○ 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 47 | 5.c | ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 | ○ 05 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|--|-------|---|---|
|  目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | | | |
| 48 | 6.1 | 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 | |
| 49 | 6.2 | 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | ○ 29 快適な生活環境づくり |
| 50 | 6.3 | 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | ○ 26 地球環境の保全 29 快適な生活環境づくり |
| 51 | 6.4 | 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 | |
| 52 | 6.5 | 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 | |
| 53 | 6.6 | 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | ○ 26 地球環境の保全 27 水と緑による快適空間づくり |
| 54 | 6.a | 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 | |
| 55 | 6.b | 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 | |
|  目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する | | | |
| 56 | 7.1 | 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 | |
| 57 | 7.2 | 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | ○ 23 良好な住環境づくり 26 地球環境の保全 |
| 58 | 7.3 | 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 | ○ 23 良好な住環境づくり 26 地球環境の保全 |
| 59 | 7.a | 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 | ○ 23 良好な住環境づくり 26 地球環境の保全 |
| 60 | 7.b | 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。 | |
|  目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する | | | |
| 61 | 8.1 | 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 | |
| 62 | 8.2 | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 | ○ 16 活力ある産業の推進 |
| 63 | 8.3 | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | ○ 16 活力ある産業の推進 |
| 64 | 8.4 | 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 | ○ 26 地球環境の保全 |
| 65 | 8.5 | 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 | ○ 06 青少年の健全育成 09 障害者福祉の充実 11 雇用・就労の支援 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 66 | 8.6 | 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | ○ 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 11 雇用・就労の支援 |
| 67 | 8.7 | 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 | |
| 68 | 8.8 | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 | ○ 05 学校教育の充実 11 雇用・就労の支援 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 69 | 8.9 | 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | ○ 17 魅力ある観光の振興 |
| 70 | 8.10 | 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 | |
| 71 | 8.a | 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 | |
| 72 | 8.b | 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 | |
|  目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る | | | |
| 73 | 9.1 | すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 21 良好な市街地の形成 22 地域特性を生かした都市空間の形成 24 安全で快適なまちづくり 25 総合的な交通環境の整備 29 快適な生活環境づくり |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|---|-------|--|---|
| 74 | 9.2 | 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 | ○ 16 活力ある産業の推進 |
| 75 | 9.3 | 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 | |
| 76 | 9.4 | 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | ○ 24 安全で快適なまちづくり 26 地球環境の保全 28 ごみの減量と適正処理 |
| 77 | 9.5 | 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 | |
| 78 | 9.a | アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。 | |
| 79 | 9.b | 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。 | |
| 80 | 9.c | 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。 | |
|  目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する | | | |
| 81 | 10.1 | 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 | |
| 82 | 10.2 | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | ○ 05 学校教育の充実 07 共に支え合う地域福祉の推進 08 高齢者福祉の充実 09 障害者福祉の充実 10 セーフティネットによる生活支援 14 市民スポーツの振興 30 平和・国際交流施策の推進 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 83 | 10.3 | 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | ○ 05 学校教育の充実 09 障害者福祉の充実 30 平和・国際交流施策の推進 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 84 | 10.4 | 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | ○ 08 高齢者福祉の充実 09 障害者福祉の充実 10 セーフティネットによる生活支援 12 生涯を通じた健康づくり 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 85 | 10.5 | 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 | |
| 86 | 10.6 | 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 | |
| 87 | 10.7 | 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 | |
| 88 | 10.a | 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 | |
| 89 | 10.b | 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 | |
| 90 | 10.c | 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。 | |
|  目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する | | | |
| 91 | 11.1 | 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | ○ 08 高齢者福祉の充実 23 良好な住環境づくり |
| 92 | 11.2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | ○ 25 総合的な交通環境の整備 |
| 93 | 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | ○ 21 良好な市街地の形成 22 地域特性を生かした都市空間の形成 23 良好な住環境づくり 24 安全で快適なまちづくり |
| 94 | 11.4 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 | ○ 20 地域ゆかりの文化の保存と継承 |
| 95 | 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 29 快適な生活環境づくり |
| 96 | 11.6 | 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | ○ 26 地球環境の保全 28 ごみの減量と適正処理 29 快適な生活環境づくり |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|--|-------|---|---|
| 97 | 11.7 | 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 04 子ども・子育て家庭の支援 05 学校教育の充実 06 青少年の健全育成 07 共に支え合う地域福祉の推進 08 高齢者福祉の充実 09 障害者福祉の充実 13 生涯学習のまちづくり 14 市民スポーツの振興 15 地域コミュニティの醸成 18 都市農業の振興 19 芸術・文化の振興 20 地域ゆかりの文化の保存と継承 21 良好な市街地の形成 22 地域特性を生かした都市空間の形成 24 安全で快適なまちづくり 25 総合的な交通環境の整備 26 地球環境の保全 27 水と緑による快適空間づくり |
| 98 | 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | ○ 16 活力ある産業の推進 17 魅力ある観光の振興 21 良好な市街地の形成 22 地域特性を生かした都市空間の形成 25 総合的な交通環境の整備 |
| 99 | 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 23 良好な住環境づくり |
| 100 | 11.c | 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。 | |
|  目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する | | | |
| 101 | 12.1 | 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。 | |
| 102 | 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | ○ 26 地球環境の保全 28 ごみの減量と適正処理 |
| 103 | 12.3 | 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 | ○ 03 消費生活の安定と向上 |
| 104 | 12.4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 | ○ 28 ごみの減量と適正処理 |
| 105 | 12.5 | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | ○ 28 ごみの減量と適正処理 |
| 106 | 12.6 | 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 | |
| 107 | 12.7 | 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。 | |
| 108 | 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 | ○ 05 学校教育の充実 18 都市農業の振興 26 地球環境の保全 27 水と緑による快適空間づくり |
| 109 | 12.a | 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 | |
| 110 | 12.b | 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 | |
| 111 | 12.c | 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 | |
|  目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる | | | |
| 112 | 13.1 | すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | ○ 01 災害に強いまちづくり 26 地球環境の保全 29 快適な生活環境づくり |
| 113 | 13.2 | 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 | |
| 114 | 13.3 | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | ○ 26 地球環境の保全 |
| 115 | 13.a | 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 | |
| 116 | 13.b | 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 | |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|--|-------|---|---|
|  目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する | | | |
| 117 | 14.1 | 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | ○ 29 快適な生活環境づくり |
| 118 | 14.2 | 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 | ○ 26 地球環境の保全 29 快適な生活環境づくり |
| 119 | 14.3 | あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 | |
| 120 | 14.4 | 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 | |
| 121 | 14.5 | 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 | |
| 122 | 14.6 | 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 | |
| 123 | 14.7 | 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 | |
| 124 | 14.a | 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与と向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 | |
| 125 | 14.b | 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 | |
| 126 | 14.c | 「我々の求める未来」のバラ 158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。 | |
|  目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する | | | |
| 127 | 15.1 | 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | ○ 26 地球環境の保全 27 水と緑による快適空間づくり 29 快適な生活環境づくり |
| 128 | 15.2 | 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | ○ 27 水と緑による快適空間づくり |
| 129 | 15.3 | 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 | |
| 130 | 15.4 | 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。 | ○ 27 水と緑による快適空間づくり |
| 131 | 15.5 | 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | ○ 26 地球環境の保全 27 水と緑による快適空間づくり 29 快適な生活環境づくり |
| 132 | 15.6 | 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 | |
| 133 | 15.7 | 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 | |
| 134 | 15.8 | 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 | |
| 135 | 15.9 | 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 | |
| 136 | 15.a | 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 | |
| 137 | 15.b | 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 | |
| 138 | 15.c | 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 | |
|  目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | | | |
| 139 | 16.1 | あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | ○ Q2 防犯対策の推進 O4 子ども・子育て家庭の支援 O5 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 140 | 16.2 | 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | ○ O4 子ども・子育て家庭の支援 O5 学校教育の充実 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 141 | 16.3 | 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 | |
| 142 | 16.4 | 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | ○ O2 防犯対策の推進 O3 消費生活の安定と向上 |

| 通番 | ターゲット | 内容 | 調布市基本計画（対応する施策名） |
|--|-------|---|--|
| 143 | 16.5 | あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 | |
| 144 | 16.6 | あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 | ○ 03 消費生活の安定と向上 |
| 145 | 16.7 | あらゆるレベルにおいて、対症的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 | ○ 15 地域コミュニティの醸成 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
| 146 | 16.8 | グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 | |
| 147 | 16.9 | 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 | |
| 148 | 16.10 | 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 | |
| 149 | 16.a | 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 | |
| 150 | 16.b | 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | ○ 09 障害者福祉の充実 30 平和・国際交流施策の推進 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成 |
|  目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | | | |
| 151 | 17.1 | 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 | |
| 152 | 17.2 | 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 | |
| 153 | 17.3 | 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 | |
| 154 | 17.4 | 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 | |
| 155 | 17.5 | 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 | |
| 156 | 17.6 | 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 | |
| 157 | 17.7 | 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 | |
| 158 | 17.8 | 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。 | |
| 159 | 17.9 | すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしい能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。 | |
| 160 | 17.10 | ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 | |
| 161 | 17.11 | 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 | |
| 162 | 17.12 | 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。 | |
| 163 | 17.13 | 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。 | |
| 164 | 17.14 | 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 | |
| 165 | 17.15 | 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。 | |
| 166 | 17.16 | すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補充しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 | |
| 167 | 17.17 | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | ○ 全ての施策（31 施策） |
| 168 | 17.18 | 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 | |
| 169 | 17.19 | 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。 | |